

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年12月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200113号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200055号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年3月1日から平成25年10月1日に訂正し、同年10月から平成26年2月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成25年10月1日から平成26年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年10月1日から平成26年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者のA事業所における平成25年10月1日から平成26年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年10月から平成26年2月までの標準報酬月額については18万円とする。

平成25年10月から平成26年2月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者のA事業所における平成26年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年3月の標準報酬月額については18万円とする。

平成26年3月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年10月1日から平成26年3月1日まで
② 平成26年3月1日から同年4月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録を確認したところ、私が、A事業所に勤務してい

た期間のうち、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

請求期間②について、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間に係る標準報酬月額が、支給されていた給与額より低く記録されている。

調査の上、請求期間①について、平成 25 年 10 月 1 日を資格取得日として記録を訂正するとともに、請求期間①及び②について、実際の給与額に見合う額の標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者及び A 事業所から提出された教職員給与支給明細書（写）並びに同事業所から提出された請求者に係る所得税源泉徴収簿（写）及び雇用契約書（写）（以下、併せて「教職員給与支給明細書等」という。）並びに請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、同事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、上記の教職員給与支給明細書（写）及び所得税源泉徴収簿（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届（取得年月日：平成 25 年 10 月 1 日）及び同資格喪失届（喪失年月日：平成 26 年 4 月 1 日）を年金事務所に対し、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成 28 年 4 月 4 日受付）し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、教職員給与支給明細書等、事業主の回答及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は 18 万円であると認められ、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（17 万円）より高額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を 18 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額と

して記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、教職員給与支給明細書等、事業主の回答及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（17万円）を超えていることが認められる。

一方、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により認められる標準報酬月額のうち、低い方の額である上記の教職員給与支給明細書（写）及び所得税源泉徴収簿（写）により確認できる請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（17万円）と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、上記の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（17万円）より高額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。